

古くなった ホームページの リニューアル 承ります!!



昔は良かった自社のホームページ、
ちょっと色あせていませんか？

ホームページの賞味期限は約3~5年と言われています。

最近のトレンド

- スマートフォン・タブレットにも対応
- 画面全体に広がり見やすい
- 写真を多く文字を少なく
- 簡単な更新を自社ができるように
- …など



★「無料診断いたします」★
弊社社員にお声かけください。
申込シートをお渡します。



ホームページはお客様向けだけでなく、
社員募集や信用のバロメーターとしても
重要です。

貴社のご要望にお応えします。
お気軽にご相談下さい。



株式会社 宏 和

東大阪市長田東1-7-22 TEL 06-6789-2313 FAX 06-6789-2339

<http://www.d-kowa.co.jp/>

Kowa Corporation

<http://scanning.jp/>

オンデマンド印刷 会社案内、パンフレット、チラシ、名刺、カード、封筒、シール、伝票、表彰状
冊子印刷 取扱説明書、カタログ、記念誌、広報誌、報告書、論文、自分史
電子化業務 紙文書・紙図面スキャニング(電子化)サービス、データエントリー(入力)、データコンバート
CAD業務 CADデータ出力、CADデータ入力(トレース・設計)、電子納品データ作成
コピー・製本 大判コピー、カラーコピー、各種製本、ラミネート、パネル・看板制作
その他 人材派遣、人材紹介、マイクロ撮影、マイクロフィルムスキャニング、WEB制作

(株)宏和が毎月お客様へお役立ち情報を届けします。

コウワノワ

MONTHLY NEWS LETTER Vol.12

コウワノワ 9 Vol.12

発行者：株式会社宏和
所在地：〒557-0012 東大阪市長田東1-7-22 TEL 06-6789-2313

(株)宏和



今回の「コウワノワ」はVol.12です。昨年10月にお客様との接点を増やすために創刊しまして、ちょうど1年になりました。毎月発行するとなると、予想どおり原稿作成が大変なのですが、何とか続けることができています。表紙は「輪、環、和」をテーマに探してきていますが、いつまで続けられるやら・・本文の内容はまだまだだと思いますが、少しでも参考になれば、という想いで作っていきたいと思います。

代表取締役 日笠宏昭

2016

9

September

知的財産 について

【知的財産権とは】

物品や不動産の所有権と異なり、今まで誰も考えつかなかった知識やアイデアによる経済的な利益等の成果・業績を認め、その権益を保証するために与えられる財産権のことです。それらを保護する法律を総称して知的財産法と呼びます。

【知的財産法の大別】

- 01 産業財産権法
目的は産業の発達
- 02 著作権法
目的は文化の発展
- 03 その他
不正競争防止法、種苗法など

ここでは、①の産業財産権法を取り上げます。

産業財産権法

特許法、実用新案法、意匠法、商標法、の4つの総称です。

特許法 実用新案法 意匠法 商標法

目的：
特許権（一定期間の独占権）を付与することにより発明を保護し、特許権者とその発明を利用する第3者との調和を図りつつ技術の進歩を促し産業の発達に貢献すること

特許法での発明の定義：
自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの

特許要件：
①産業上利用できる発明、
②新規性のある発明、
③進歩性のある発明、
④先願の発明 など

目的：
小発明である考案の保護

保護される考案：
物品の

- ①形状、
- ②構造、
- ③組合せ
- （医薬、ガラス、セメント、合金等の組成物は実用新案の保護対象にならない）

目的：
意匠の保護及び利用を図ることで意匠の創作を奨励し産業の発達に寄与すること

⇒工業上利用できるデザインを保護する法律
(物品とは離れた模様や色彩のみで構成されているものは保護対象にならない)

商標とは、人の知覚によって認識することができるもののうち、

- ①文字、図形、記号、
- ②立体的形状、
- ③色彩、
- ④音、
- その他政令で定めるもの

⇒商標は、業として商品やサービスを提供する業者が使用することで、その業者の業務上の信用を維持するもの



モノづくりのまち東大阪で仕事をさせていただいておりますと、「知的財産、特許、意匠・・」といったことをよく耳にします。なんとなくわかっているつもりで、実は正確に意味を理解していないことに気づき、今月号の話題にしてみました。

産業財産権法による産業財産権をまとめると下図のようになります。



産業財産権

	保護対象	権利発生時期	存続期間
特許権	発明	設定登録	出願日から 20 年
実用新案権	考案	設定登録	出願日から 10 年
意匠権	意匠	設定登録	設定登録の日から 20 年
	関連意匠		本意匠の意匠権の設定登録の日から 20 年
商標権	商標	設定登録	設定登録の日から 10 年（更新可）

特許庁への特許、実用新案、意匠、商標の出願やその他の手続は、特許事務所（弁理士）に依頼する方法と、自社出願する方法があります。

特許事務所に依頼すると労力と時間を省ける、権利範囲が狭くなるリスクを回避する、等のメリットがありますが、費用が高額で中小企業にとっては大きな負担になることがあります。

良いアドバイザーを見つけて自社出願すると、ノウハウが自社に蓄積できる、費用負担が少ない、などのメリットがあります。



PCT 出願（国際出願）

特許協力条約（PCT）に基づく国際出願とは、ひとつの出願願書を条約に従って提出することによって、PCT 加盟国であるすべての国に同時に出願したことと同じ効果を与える出願制度です。多くの国に対してそれぞれ出願する場合、手續は非常に煩雑になりますが、PCT 国際出願により負担が軽減されます。PCT 国際出願では、国際的に統一された出願願書を PCT 加盟国である自国の特許庁に対して特許庁が定めた言語（日本国特許庁の場合は日本語若しくは英語）で作成し、1通だけ提出すれば、その時点で PCT 加盟国のすべての国に「国内出願」を同時に行なったとみなされるものです。